

① 件 名
国民健康保険税等の口座振替納付済通知書の廃止について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 市では、振替納付された国保税等の領収確認書として、毎年1月1日から12月31日までに振替した内容を一覧にした口座振替納付済通知書を納税義務者へ、毎年12月中旬に送付している。 市税に係る口座振替納付済通知書については、事務処理上、廃止しても支障が無いことから、平成28年納付分より廃止した。 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の取り扱いについても検討を行ったところ、国保税等の年間納付額は、社会保険料控除の対象となるが、年末調整時期は納付済通知書の発行前で、納付者が各々で計算を行っているため、年末調整では利用されていない。 また、確定申告でも、対象となる保険税等の金額は、市県民税申告であれば「申告支援システム」で納付額のデータ連携が出来ており、納付した書類は不要となっている。</p> <p>【目的】 確定申告においても預貯金通帳への記帳等で納付額は確認可能で、納付の証明は特に必要は無いことから、平成28年納付分をもって廃止とするもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 民法（明治29年4月27日法律第89号） 石巻市市税等口座振替実施要綱（平成17年4月1日告示第11号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成27年12月11日 平成27年納付分口座振替納付済通知書発送（計29,596通） 平成28年 3月31日 石巻市市税等口座振替実施要綱の改正 6月14日 軽自動車税納税証明書発送（計6,817通） 12月14日 平成28年納付分口座振替納付済通知書発送（8,806通）</p>

⑤主な内容				
<p>国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料に係る口座振替納付済通知書についても、平成29年納付分から市税と同様に廃止する。ただし、請求があった場合、個別に発行対応する</p> <p>なお、軽自動車税については、継続検査（車検）が必要なため、引き落とし確認後に軽自動車税納税証明書を引き続き送付する（平成28年度実績6,817通）。</p>				
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）				
【影響・効果】				
(1) 口座振替納付済通知書の廃止により郵送料の減額が見込まれる。				
送付実績	平成27年分		平成28年分	
	通数	郵送料	通数	郵送料
市税	22,859 通	1,128,951 円	0 通	
国民健康保険税	4,167 通	205,779 円	6,638 通	327,918 円
介護保険料	734 通	49,462 円	636 通	41,643 円
後期高齢者医療保険料	1,521 通	98,217 円	1,532 通	96,980 円
計	29,281 通	1,482,409 円	8,806 通	466,541 円
<p>※ 平成27年市税と国保税通数は義務者数の按分で算出 （平成27年国保税義務者数6,306名）</p>				
(2) 次年分より口座振替の結果は、各個人において、預貯金通帳への記帳で確認する。ただし、随時に請求があった場合、個別に発行し対応する。				
⑦他の自治体の政策との比較検討				
【県内各市の平成28年度の取扱い】				
(1) 納付済通知書の廃止：塩釜市、気仙沼市（市県民税のみ）、名取市、角田市、多賀城市、登米市、栗原市				
(2) 口座振替納付済通知書の送付を継続中：仙台市、白石市、岩沼市、東松島市、大崎市、富谷市				
⑧今後の予定及び施行予定年月日				
平成29年3月末	石巻市市税等口座振替実施要綱の一部改正			
平成29年4月中旬	周知（平成29年度納税通知に口座振替納付済通知廃止の説明文を同封）			
平成29年4月15日	口座振替納付済通知の廃止を市報に掲載・周知			
⑨その他				